

2024 年度 桃山学院大学法学部特別研修生出願要項

1. 出願資格

本学の法学部を卒業または卒業見込みの者に限る。

2. 選考方法

法学部教授会において書類選考をおこなう。

3. 出願手続

次の書類に検定料(10,000 円)を添えて、出願期間内に学部事務室(聖ペテロ館 4 階)へ提出すること。

- ①特別研修生受入願・志願理由書(本学所定用紙)
- ②本学法学部指導教員内諾書(本学所定用紙)
- ③卒業証明書または卒業見込証明書及び成績証明書 各 1 通
- ④勤務先を有する者は、その所属長の承諾書と誓約書 各 1 通
- ⑤健康診断書(大学発行または病院、保健所の医師が作成したもの) 1 通
※胸部 X 線間接撮影・身体計測・内科診察・尿検査〈以上必須項目〉

4. 出願期間

2024 年 1 月 5 日(金)～2024 年 2 月 5 日(月)

ただし、秋学期受入希望者については 2024 年 6 月 17 日(月)～2024 年 7 月 12 日(金)

5. 入学の時期

特別研修生の入学時期は、各学期の初めとする。

6. 研修期間

特別研修生の研修期間は、1 セメスターまたは 1 年とする。ただし、継続して研修を希望する者は、法学部教授会の許可を得て通算 2 年まで延長をすることができる。

7. 履修について

特別研修生は適宜、指導教員の指導を受けるものとし、履修登録は認めない。

8. 特別研修費

1 セメスターにつき 50,000 円(研修期間が 1 年の場合には、学期毎に納入のこと)とする。なお、納入後の返還は一切行わない。

9. 研修許可発表及び手続

- ①入学許可(または不許可)については、文書により通知する。
- ②許可された者は、指定された期日までに入学手続に必要な書類を提出し、かつ特別研修費を納入すること。ただし、各学期の開始日までに入学手続がなされない場合は、入学許可を取り消すものとする。

10. 単位の認定

特別研修生に対しては、単位の認定を行わない。また、修了証明書の発行・交付は行わない。ただし、本人からの申請に基づき「在籍証明書」を交付する。

11. 特別研修生証の交付

入学許可により、特別研修生証を交付する。特別研修生証の交付後は、本学の図書館、その他教育・研究のために設けられている施設、設備を利用することができる。学生運賃割引証・通学証明書（通学定期）等の取扱はしない。

12. 許可の取り消し

特別研修生として、不適切な行為があったときは、許可を取り消すことがある。

【注意事項】

- ①出願に際しては、指導を希望する教員の許可を得ること。「指導教員内諾書」に承認印のない場合は受理しない。
- ②出願書類は直接学部事務室窓口を持参すること。
- ③受理した書類、検定料及び特別研修費はいかなる理由があっても返還しない。

（出願・問い合わせ先）学部事務室（聖ペテロ館 4 階）

住 所 〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1－1

電話番号 0725-92-7062（直通）